



外 務 省

経済協力局経済協力課長

昭和38年3月1日起案

昭和38年3月2日決裁

大臣

事務次官

外務審議官

官房長

官房総務参事官

アジア局長

卜部参事官

北東アジア課長

次長

総務参事官

アジア課長

政策課長

下記の件に関し高裁を仰ぎます。

対韓民間ベース経済協力方式に
関する件

対韓国民間ベースの経済協力については、今後の進め方として下記方針によることと致したく下記を当省案として関係各省に対し申し入れることと致したい。

記

民間ベースでの延払信用供与（ノ億ドル程度）は、韓国側に対して実行をコミットしたものである。

本件民間ベース経済協力を大平書簡に入れた趣旨は、日本の利益と認める案件が請求権問題の解決が見えていても国交未回復との理由のみで実施し得ないことを防ぐことをその目的としているので、下記3点について考慮を払うものとする。

(1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での商談が進行し、諸外国との競争上、今直ちに信用供与を認めなければ他国に落ちることが明らかと判断されたとき、例外的にこれを認めるものとする。その場合、条件は、通常の輸銀ベースに抑えるが、将来、有償あるいは無償供与への振り替えを認める。

(2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与（具体的には、韓国側でも国内法令上、3年

以下の延払信用は借款として特別な受入れ措置を講じていないし、わが国としても包括同意基準より有利な案件である場合は、輸出上のメリットがあり、金額も受当な範囲内であれば、ケースバイケースにこれを認めることを考慮する。

- (3) 2月27日の国会における池田総理の言明および、2月28日の大平外務大臣の言明にも鑑み、韓国側よりその経済的困難を救済するための消費財の延払又は後払の要請があつた場合には、中共、インドネシアに対する先例をも加味して同等程度の考慮を払うものとする。

秘密指定解除

情報公開室



38. 3. 2.
冬省会キ

対韓民間ベース経済協力に
関する件

民間ベースでの延払信用供与（1億ドル程度）
は、韓国側に対して実行をコミットしたもので
はないので、日韓間で経済協力に関する基本的な
問題について原則的な合意が成立するまで認め
る義務はない。

しかしながら、本件民間ベース経済協力を大
平書簡に入れた趣旨は、日本の利益と認める案
件が請求権問題の解決が見えていても国交未回
復との理由のみで実施し得ないことを防ぐ

（解決の見送いがやりにはおきしたいでも日韓外交を元（従前の態度を多少緩和し）

をその目的としているので、下記3点について
考慮を払うものとする。（これをやっても請求権交渉に悪
影響を及ぼさないかと判断
したいので。

- (1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での
商談が進行し、諸外国との競合上、今直ちに
甲斐 → 米大使館：AIDに換わり因す。

米の方針: *Two step loan*
(民間7年位
政府20年位)

通産: 4年位までのクレジット
が7年位以内。

信用供与を認めなければ他国に落ちることが
明らかと判断されたとき、例外的にこれを認
めるものとする。その場合、条件は、通常の
輸銀ペースに抑えるが、将来、有債あるいは
無債供与への振り替えを認める。

差当りは
7年位、
(但し④に
代替え
了解付)

- (2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常
貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与
(具体的には、韓国側でも国内法令上、3年
以下の延払信用は借款として特別な受入れ措
置を講じていないし、わが国としても包括同
意基準より有利な案件である場合)は、輸出
上のメリットがあり、金額も妥当な範囲内
であれば、ケースバイケースにこれを認めるこ
とを考慮する。

「3年以内」？ 3年以下は何に許可？
「金額以内」？
「総額以内」？) まず、い。

「産物等」

(3) 2月27日の国会における池田総理の言明

米を赤米に

および2月28日の大平外務大臣の言明にも

かんがみ、韓国側よりその経済的困難を救済

するための消費財の延払又は後払の要請があ

つた場合には、中共、インドネシアに対する先

例を加味して同程度の考慮を払うものとする。

発言

大平: 池田・大平の発言は政治だ。

阪の気持を韓国に伝えたことが政治的意義で、

(この目的にすでに報道により達したともいえる)

別紙（外務省案）

大平・金会談で合意された民間ベースでの延
払信用供与（ノ億ドル程度）は、韓国側に対し
て実行をコミットしたものである。

本件民間ベース経済協力を大平書簡に入れた
趣旨は、日本の利益と認める案件が請求権問題
の解決が見えていても国交未回復との理由のみ
で実施し得ないことを防ぐことをその目的とし
ているので、下記3点について考慮を払うもの
とする。

- (1) 蔚山肥料工場については、日韓業者間での
商談が進行し、諸外国との競合上、今直ちに
信用供与を認めなければ他国に落ちることが
明らかと判断されたとき、例外的にこれを認

めるものとする。その場合、条件は、通常の
輸銀ベースに抑えるが、将来、有償あるいは
無償供与への振り替えを認める。

(2) 経済協力と観念すべきではなくむしろ通常
貿易の一環と考えるべき短期の延払信用供与
(具体的には、韓国側でも国内法令上、3年
以下の延払信用は借款として特別な受入れ措
置を講じていないし、わが国としても包括同
意基準より有利な案件である場合)は、輸出上
のメリットがあり、金額も妥当な範囲内であ
れば、ケース・バイ・ケースにこれを認める
ことを考慮する。

(3) 2月27日の国会における池田総理の言明
および、2月28日の大平外務大臣の言明に
も鑑み、韓国側よりその経済的困難を救済す

るための消費財の延払又は後払の要請があつた場合には、中共、インドネシアに対する先例をも加味して同等程度の考慮を払うものとする。